文化芸術振興条例に関するこれまでの審議経過等について

1 第 23 回 文化芸術振興審議会(平成 30 年 8 月 21 日)

条例の見直しについて御審議いただいた。

○ 委員からの御意見

- ・ 法第9条に規定されているメディア芸術について、明確に条例に規定してもらいた い。【例示】
- ・ 法第 12 条に規定されている囲碁・将棋などの国民娯楽、e スポーツなどについて、 検討が必要だ。【例示】
- ・ 法改正に合わせて平成30年度中に条例を改正するのではなく、5年後の見直し時期に向けて検討した方が良い。【全般】

2 第24回 文化芸術振興審議会(平成31年1月21日)

条例の改正案について御審議いただいた。

○ 委員からの御意見

- ・ 振興という言葉は条例の名称に入っている方が良い。【名称】
- ・ 法第12条に「国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及 びレコード等の普及」と規定されているが、条例には規定がないため、入れた方が良 い。【例示】
- ワーキンググループのような少人数の場で議論を進めることが必要だ。

(参考)

平成30年第3回定例会 国際文化観光・スポーツ常任委員会において、委員から、マグカルという言葉を、条例の名称に入れてはどうかという旨の意見があった。

3 条例の一部改正

条例の第2条に、次の1項を加えた。

7 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(平成31年3月22日公布、平成31年4月1日施行)

4 第 25 回 文化芸術振興審議会(令和元年 8 月 28 日)

条例全般についての自由意見及び文化芸術の範囲について御審議いただいた。

○ 委員からの御意見

- ・ 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野との連携を どのように捉え、それを「神奈川らしさ」にどのようにつなげていくのかが、ポイ ントになる。【連携】
- ・ 神奈川発の地域文化行政(文化行政というものは、単なる文化芸術の振興だけでなく、広い意味ではまちづくり、くらしづくりである。)というものの原点を、何らかの形で条例に追加したい。【全般】
- ・ バランスをとるために総花的にならざるを得ない部分はあるかもしれないが、「神 奈川県らしさ」を失ってほしくない。【全般】
- ・ 県文化課が所管する5施設をもっと強調しても良いかもしれない。そのような、 神奈川ならではの視点をもっと入れてもらえれば良い。【全般】
- ・ 民俗芸能、生活に係る文化、国際交流、共生共創の視点が重要になる。【全般】

5 第26回 文化芸術振興審議会(令和2年1月28日)

条例全般についての自由意見及び文化芸術の範囲について御審議いただいた。

○ 委員からの御意見

- ・ 文化芸術の分野の例示について、分野の例示はしない方が、様々な文化系芸術の新 しい表現に対応できてよいのではないか。例示するのであれば、例示されなかったも のが排除されないような書き方の工夫が必要である。【例示】
- ・ 福祉との関係において、第1条の「共に生きる」という表現は、共生共創事業に通 じ、神奈川の独自性が現れた表現であるが、同条の「連帯感」の文言は、より今の神 奈川に合わせた文言を考えてほしい。【全般】
- ・ SDGsの時代の改正にあたり、「誰一人取り残さない」という包摂的な発想が文 化政策においても重要である。【全般】
- ・ ローカルの社会と文化施設がどのよう結びついていくかということが大きな課題である。【連携】
- ・ 共生共創事業という神奈川の一つのプログラムなどは、全国の中でも先進的な、テーマを掲げた取組になるので、上手い形で進行していく方策を取ってもらいたい。【全般】
- ・ 文化芸術のジャンルを明確にし、そのうえで重点化を図るものについて、神奈川の 特質を出してもらいたい。【全般】
- ・ 文言の最後の部分について、必ず行うという方向性を持った言葉を使うようにして もらいたい。【全般】
- ・ 音楽芸術について、神奈川発信の、または、県立音楽堂・県民ホールでの発信による、音楽、フェストやシリーズなどによる神奈川の特徴あるものを打ち出してもらいたい。【全般】

- ・ 市レベルで文化芸術振興が行われているときに、神奈川県としてが見えにくい。【連 携】
- ・ 若者と子どもたちが当事者意識を持って、文化芸術の共生とその後に関わっていけるかという文言として入れてほしい。【全般】
- ・ 条例改定に向けて、条例として文化芸術分野を全部記載するのではなく、一部とすることで、神奈川らしさを出してもらいたい。【例示】
- ・ 今までの国際交流のように、異なった文化を知りましょうというのではなく、異なる文化を持つ隣人とどのように共生していくか、相手の文化を理解して一緒に生きていく神奈川ということが条例に反映されると良い。【全般】
- ・ 様々なマイノリティや社会的に排除を受けた人たちがいるので、「など」で一括り にしないで、いろいろと例示した方が良い。【例示】
- ・ 地域で様々なアートプロジェクトが行われており、アートプロジェクトを支える活動を行っている人がたくさんいるので、地域のアートプロジェクトについても念頭に入れてもらいたい。【全般】
- ・ 景観の形成について、良い景観があるというのは、良い文化がたくさんあるからな ので、多様な文化が美しい景観を作るという記載を考えてもらいたい。【全般】
- ・ 文化芸術の本質的な価値が絶対的に大事だということを、条例の中で述べてもらいたい。【全般】
- 対象とする人については、「あらゆる」や「すべての」という言葉で表してもらいたい。【例示】
- ・ 今日的な課題に関しては計画に明確に記載することとし、条例では計画の柱となる 環境・土台を用意した方がよい。【全般】
- ・ 県は、文化関係団体等が活動しやすい環境整備を考えていく、又はサポートしていくというスタンスを明確に打ち出すことで、県の役割を意識した条例としてほしい。 【全般】

6 今後の想定スケジュール

- 2020~2021 年度:条例改正の必要性について検討
- 2022~2023年6月:条例の見直し作業※
- 2023年9月:条例の見直し結果について常任委員会に報告(改正しない場合は終了)

【条例改正の場合】

- 2023年12月:常任委員会に条例改正骨子案を報告
- 2024年2月:第1回定例会に条例改正議案を提出
- ※ 神奈川県条例の見直しに関する要綱に基づき、条例の改正又は廃止の要否を判断。